

## 循環型社会形成に向けた県の取組状況について

### 1 一般廃棄物の 3R の推進について

#### (1) 「もったいない・あおり県民運動」の推進【環境政策課】

##### ア 取組概要

環境への負荷の少ない持続可能な青森型社会の形成を目指し、県民や事業者、各種団体、行政など多様な主体がパートナーシップのもと、「もったいない」の意識を持って、環境に配慮した活動に取り組む、「もったいない・あおり県民運動」の一層の推進を図るため、以下の取組を進めている。

令和元年度は以下の取組を実施した。

#### ① 推進会議の開催等

##### ア) もったいない・あおり県民運動推進会議・行政部会合同会議の開催

県民運動の一層の取組推進を図るため、関係団体（60 団体）で構成する推進会議と市町村・一部事務組合で構成する行政部会の合同会議を平成 31 年 4 月 24 日に開催した。会議では、「COOL CHOICE あおりアクションプログラム 2019」を採択し、地球温暖化対策に向けた国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス・賢い選択）」に呼応して県民運動の一層の充実・強化を進めることとした。

##### イ) もったいない・あおり県民運動推進大会の開催

地域の環境保全活動や環境教育の活性化と拡充を促し、持続可能な社会の形成に資することを目的として、令和 2 年 1 月 14 日に開催した。

- 内容：・表彰（青森県循環型社会形成推進功労者等表彰、もったいない・あおり賞、スマートムーブ通勤アワード表彰）
- ・講演「持続可能な循環共生型社会実現のためのネットワークづくりについて」講師：木谷 敏雄 氏（株式会社マインドシェア）
  - ・パネルディスカッション「SDGs と環境保全～私たちの取組とパートナーシップで持続可能な未来を創(つく)ろう！～」

※参加者数：120 名

#### ② レジ袋の無料配布中止の推進

ごみ減量に努める契機とするため、事業者、事業者団体等の協力のもと、平成 20 年度からレジ袋の無料配布中止を推進しており、令和元年度は、91,176,819 枚のレジ袋が削減され、平成 20 年度からの累計では、1,154,933,679 枚（岩木山約 21 個分）のレジ袋が削減された。

##### 【令和元年度実績】

年 度	レジ袋削減枚数	削減石油量（ドラム缶換算）	削減 CO2 量
元年度	91,176,819 枚	1,395,005 リットル（6,975 本）	4,130 トン
累計（20 年度～）	1,154,933,679 枚	20,242,619 リットル（101,213 本）	65,779 トン

※ 無料配布中止参加事業所数（令和 2 年 3 月 31 日現在）：

県内 58 事業者 310 店舗（前年度同期比：1 事業者減／12 店舗減）

### ③ 事業者を対象としたごみ減量・リサイクル推進講習会の開催

事業系ごみ減量対策としてごみ減量・リサイクル推進講習会を令和元年6月に県内6箇所で開催（計485事業所出席）し、事業系古紙のリサイクル等について周知を図った。

### ④ 古紙リサイクルの推進

#### ア) 古紙リサイクルエコステーションの利用促進

生活系紙ごみのリサイクルを促進するため、スーパーなどの事業者、子供会、町内会、PTAなどの民間団体を対象として、平成21～22年度に実施した古紙の回収施設設置経費に係る補助事業で設置された、古紙リサイクルエコステーションについて、各種広報媒体を活用して利用促進を図った。

（令和2年3月31日現在 県内に47ヶ所60台設置）

【古紙リサイクルエコステーション回収実績】 (単位：kg)

年 度	紙 類	紙パック	合 計
21～26年度	2,966,224	4,702	2,970,926
27年度	678,488	5,488	683,976
28年度	557,723	3,901	561,624
29年度	957,450	1,530	958,980
30年度	817,066	1,860	818,926
元年度	822,621	1,314	823,935
累 計	6,799,572	18,795	6,818,367

また、平成22年度から毎年度(株)ユニバースから、「資源ごみ回収ステーション」の設置に対する、レジ袋無料配布中止による収益金の寄付の申出を受けており、令和元年度も市町村と調整を行い、民間団体等による「資源ごみ回収ステーション」の設置を促進した。

【令和元年度寄付実績】

7団体・計1,388千円

（平成22年度からの累計：79団体・計11,791千円）

#### イ) 古紙リサイクルセンターの利用促進

紙ごみや衣類などの再使用・再利用をさらに促進するため、古紙回収業者等の協力により、一般家庭や事業所からの古紙及び衣類をいつでも無料で受け入れることのできる古紙リサイクルセンターを県内14箇所に設置しており、各種広報媒体を活用して県民に対して利用促進を図った。

（令和2年3月31日現在：青森市6箇所、弘前市3箇所、十和田市1箇所、むつ市2箇所、つがる市1箇所、鶴田町1箇所に設置）

## 【回収実績】

(単位：kg)

年 度	段ボール	新 聞	雑誌・雑紙	紙パック	衣 類	合 計
23～26 年度	425,915	216,947	404,018	265	—	1,047,145
27 年度	204,354	101,923	190,522	70	26,608	523,477
28 年度	214,045	117,282	213,621	112	39,631	584,691
29 年度	227,032	117,255	236,040	85	32,702	613,114
30 年度	225,374	125,152	229,923	92	36,322	616,863
元年度	243,210	119,555	237,657	140	40,408	640,970
累 計	1,539,930	798,114	1,511,781	764	175,671	4,026,260

## ウ) オフィス町内会の利用促進

平成 21 年度から、事業系古紙のリサイクルを推進し、事業系ごみの排出量を削減することを目的に、古紙回収業者と連携し、無料で効率的に古紙回収を行う「オフィス町内会」のネットワークづくりを推進している。令和元年度も各種広報媒体を活用して、青森、弘前、西北五、十和田の 4 オフィス町内会への加盟促進及び利用促進を図った。

## 【会員数（令和 2 年 5 月 31 日現在）】

青森	: 218 事業所	(前年度同期比 7 事業所増)
弘前地区	: 500 事業所	(前年度同期比 100 事業所増)
西北五	: 82 事業所	(前年度同期比 3 事業所増)
十和田地区	: 134 事業所	(前年度同期比 5 事業所増)
合計	: 934 事業所	(前年度同期比 115 事業所増)

## 【回収実績】

(単位：kg)

年 度	青森	弘前地区	西北五	十和田地区	合 計
21～26 年度	1,084,259	415,532	111,734	510,051	2,121,576
27 年度	229,063	228,776	46,490	174,813	679,142
28 年度	232,874	546,401	51,285	177,733	1,008,293
29 年度	249,514	523,558	77,605	198,604	1,049,281
30 年度	231,353	556,852	63,449	237,140	1,088,794
元年度	235,842	621,940	67,851	243,645	1,169,278
累 計	2,262,905	2,893,059	418,414	1,541,986	7,116,364

## ⑤ 衣類のリユース・リサイクルの推進

衣類のリユース・リサイクルは可燃ごみの減量化につながることから、市町村等による衣類回収が県内全域に広がるよう、補助事業等の実施やワーキング会議等の機会に取組を促し、令和元年度末現在、実施市町村が 27 市町村にまで拡大した。

また、平成 27 年度からは、県内 14 箇所の古紙リサイクルセンターでも衣類回収を実施しており、回収量は年々増加している。

## 【回収実績】

(単位：kg)

年 度	市町村	実施市町村	リサイクルセンター	合 計
26 年度	133, 108	13	—	133, 108
27 年度	373, 083	18	23, 308	396, 391
28 年度	372, 232	23	39, 631	411, 863
29 年度	448, 696	24	32, 702	481, 398
30 年度	455, 372	26	36, 322	491, 694
元年度	505, 701	27	40, 408	546, 109
累 計	2, 288, 192	—	172, 371	2, 460, 563

## イ 令和 2 年度取組内容

令和元年度に引き続き、以下の取組を実施している。

- ① 推進会議の開催等
- ② レジ袋の無料配布中止の推進
- ③ 事業者を対象としたごみ減量・リサイクル推進講習会の開催
- ④ 古紙リサイクルの推進
- ⑤ 衣類のリユース・リサイクルの推進

## (2) ごみ減量・リサイクルの推進【環境政策課】

## ア 取組概要

令和 2 年度までのごみ排出量及びリサイクル率の目標達成に向け、平成 30 年度まで実施した「3 R 推進機能ステップアップ事業」の後継事業として、市町村と連携した啓発イベント等による県民への 3 R 啓発や、小学生向け 3 R チャレンジ事業を展開するとともに、事業者向けトップセミナー等の開催による 3 R 啓発を行うほか、市町村のごみ処理最適化に向けた主体的取組を促進・支援する。

令和元年度は「ごみ減量チャレンジ 9 8 0」3 R 推進事業で以下の取組を実施した。

## ① 県民の“ごみ減量チャレンジ”推進

ア) 県民向け啓発として 6 月から 10 月まで「ごみゼロチャレンジ 9 8 0 キャンペーン」を展開し、弘前市との共催でキックオフイベントを実施したほか、啓発グッズの提供や県職員の派遣等により、市町村と連携した啓発活動を行った。

イ) 県内小学校の協力のもと、夏休み期間中に「小学生 3 R チャレンジ」を実施し、11 月に表彰式（知事出席）を開催した。（協力校：県内全小学校、実施結果報告校：68 校、優秀校（表彰校）20 校）

## ② 事業者の“ごみ減量チャレンジ”推進

ア) 廃棄物排出状況等に係るアンケート調査(210 事業所)を行ったほか、市町村による事業所(13 事業所)への個別訪問を実施し、3 R の取組実践の助言、働きかけを行った。

イ) 事業者の 3 R 推進を図るため、「事業者向けごみ減量・資源化推進セミナー」を開催した。（令和 2 年 2 月 10 日 ①講演：「社会と環境にやさしいことをして儲かる会社の創り方」 講師：株式会社シューファルシ代表取締役 武本かや 氏 ② 3 R 取組事例紹介：株式会社滝の湯ホテル（山形県天童市）・株式会社ユニバース

(八戸市)・加賀EMS十和田株式会社) (十和田市)

### ③ 市町村の「ごみ処理最適化」の推進

#### ア) 市町村等ワーキング会議

市町村及び一部事務組合ごとのごみ処理の状況を整理し、ごみ処理や3R推進について認識の共有を図る「市町村等ワーキング会議」を県内11地区で実施し、意見交換した。

(県内市町村の一般廃棄物処理の状況は別紙のとおり・参考資料3参照)

#### イ) 3R推進ネットワーク会議

行政が関与しない民間による資源回収量が近年増加していることから、市町村、民間資源回収事業者等による「3R推進ネットワーク会議」を県内6地区で開催し、官民連携の効果的な3Rの取組を促進した。

#### ウ) ごみ処理最適化研修会

他県先進自治体によるごみ減量化施策の紹介や県内自治体の取組事例発表等の事例を共有し、市町村における今後のごみ減量化施策立案の参考とするため、市町村職員を対象として青森市で実施した。

(令和元年11月7日 講演:「長野県松本市におけるごみ減量化の取組について」

講師:長野県松本市環境部環境政策課職員)

## イ 令和2年度取組内容

### ① 県民の「ごみ減量チャレンジ」の推進

ア) 「ごみ減量チャレンジ980キャンペーン」を展開し、当初実施する予定だった市町村と連携した啓発イベントに代わり、新聞やSNSによる広告を行う。また、市町村による啓発活動の際にグッズ等を提供して支援を行う。

イ) 県内小学校の協力を得て、小学生向けの4種類の3R実践行動を記載した3Rチャレンジブックを作成・配布し、学童期からの3R意識の醸成を図る。

### ② 事業者の「ごみ減量チャレンジ」の推進

事業者向けトップセミナーを開催するとともに、多量排出事業者等の3Rの取組促進を図るため、業種別勉強会及び市町村と連携した訪問指導等を実施する。

### ③ 市町村の「ごみ処理最適化」の推進

ア) 市町村及び一部事務組合との「市町村等ワーキング会議」と、民間資源回収事業等を含めた「3R推進地域ネットワーク会議」の合同会議を7月から8月にかけて県内6地区で実施し、官民連携の効果的な3Rの取組を促進した。

イ) 引き続き、市町村職員を対象とした「ごみ処理最適化研修会」を開催する。

## (3) 食品ロス・生ごみ削減対策の推進【環境政策課】

### ア 取組概要

本県のごみ減量・リサイクル推進には、令和元年度県調査で生活系可燃ごみの約3割を占める生ごみの減量と再生利用の促進が課題となることから「食材は使いきる」、「料理は食べきる」、「生ごみは水気をきる」の3つの「きる」の実践を促進するとともに「食べきり推進店・食べきり推進事業所」制度により、県全体の食品ロス削減に係る気

運を高め、事業系食品ロス<sup>さんまるいちまる</sup>を削減するため3010運動の実践を促進している。

令和元年度は以下の取組を実施した。

① 3つの「きる」キャラバン隊PR活動

食品を販売するスーパー等と連携し、買い物客を対象に3つの「きる」のPR活動を実施した。（計20回実施）

② あおもり食べきり推進オフィス・ショップの認定

あおもり食べきり推進オフィス・ショップ認定制度を創設し、認定事業者の募集を行うとともに、県民への周知及び利用促進を図った。

（令和2年3月31日現在 166事業所）

③ 3010運動の普及啓発

市町村と連携し、ホテル等の飲食店を回り、食べきり推進オフィス・ショップ制度の周知を図るとともに、3010運動の周知を行うとともに、12～1月に、料理は食べきる強化月間を実施し、運動の実践を促進した。

イ 令和2年度取組内容

令和元年度に引き続き、以下の取組を実施している。

① あおもり食べきり推進オフィス・ショップの認定

② 3つの「きる」や、3010運動の普及啓発

③ 青森県食品ロス削減推進計画の策定

食品ロス削減推進法が令和元年7月に施行されたことから、新たに「青森県食品ロス削減推進計画」を「第4次青森県循環型社会形成推進計画」の中に盛り込む。併せて同計画策定に向けて、青森県事業系食品ロス実態調査を実施している。（県内約1000事業者にアンケート調査）

（4）プラスチックごみ対策【環境政策課】

ア 取組概要

海洋へのプラスチックごみの流出による環境汚染の懸念や、使用済プラスチック等の輸入規制の拡大により、これまで以上に国内資源循環が求められていることを背景に、国では昨年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、本年7月には、全国でレジ袋有料化義務化が開始された。

このため、県としてもプラスチックごみ対策に重点的・集中的に取り組むこととし、令和2年度から新規重点事業として、プラスチックごみの発生抑制、海洋ごみの回収促進及びプラスチックの資源循環の一層の強化を図った。

イ 令和2年度取組内容

① プラごみゼロ宣言と県民行動の促進

ア) もったいない・あおもり県民運動推進会議にて「あおもりプラごみゼロ宣言」を5月20日に行った。

イ) マイボトル等持参サービス提供店舗や資源回収拠点の状況等をまとめたマップ

を作成する。

## ② 海ごみゼロキャンペーンの展開

ア) 青い森鉄道車体広告等による「あおもり海ごみゼロキャンペーン」の展開

イ) 民間団体による海洋ごみ回収・発生抑制啓発活動の支援（補助）

## ③ プラスチック資源循環の取組支援

事業者によるプラスチック資源循環の取組を促すため、事業者を対象にプラスチックの再資源化に関する研修会を開催する。

# (5) 各種リサイクル制度に基づくリサイクルの推進【環境政策課】

## ア 取組概要

### ① 容器包装リサイクルの推進

平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が施行された（完全施行は平成12年4月）。

同法に基づき、平成28年6月に県内全市町村において、平成29年度からの5年間の期間とした「第八期分別収集促進計画」が策定され、県においても市町村の計画を集約し、県全体の容器包装廃棄物の排出量、収集量、分別収集の促進等に関する県の基本的方向を示す「第八期青森県分別収集促進計画」を同年8月に策定した。県はこの計画に基づき市町村における分別収集体制の整備について助言を行うなど、分別収集品目の拡大やリサイクル率の向上を図っている。

平成30年度の分別収集実績は約26,719トンと、「第八期分別収集促進計画」の計画収集量26,443トンの約101%となっている。

なお、ガラス類、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、ダンボールについては全市町村で分別収集が実施されているが、その他プラスチック等については分別未実施の市町村も存在する。

### 【平成30年度分別収集実績】

(単位：トン)

	平成29年度	平成30年度	増減	分別実施市町村数
無色ガラス	2,749.30	2,587.54	△161.76	40
茶色ガラス	3,653.84	3,364.14	△289.7	40
その他ガラス	3,756.60	3,834.96	78.36	40
ペットボトル	3,005.63	3,121.72	116.09	40
その他プラスチック	2,636.41	2,713.75	77.34	23
紙製容器包装	1,545.25	1,574.76	△29.51	24
スチール缶	2,009.66	1,912.79	△96.87	40
アルミ缶	1,969.09	1,927.83	△41.26	40
紙パック	101.04	72.95	△28.09	32
ダンボール	5,622.85	5,608.12	△14.73	40
合計	27,049.67	26,718.56	△331.11	—

### ② 家電リサイクルの推進

平成13年4月に「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が施行され、

家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目について、排出者には廃棄の際の収集運搬及びリサイクル料金の負担、小売業者には排出者からの引取り及び製造業者等への引渡し、製造業者等には再商品化等がそれぞれ義務付けられた。県は、排出者となる県民に対して、法律の趣旨や仕組み、不法投棄防止に関する広報・啓発を行っている。

県内には、家電リサイクル法による指定引取場所が7ヶ所、リサイクル施設が1ヶ所設置されており、県内の指定引取場所における令和元年度の引取台数は約13万2千台であり、前年度と比較して約11.5%増加している。

一方、家電製品の不法投棄は後を絶たず、平成30年度の県内における不法投棄台数は841台となっている。

【県内の指定引取場所における引取台数】

(単位：台)

年度	エアコン	テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）	電気冷蔵庫・冷凍庫	電気洗濯機・衣類乾燥機	合計
H27	6,988	27,700	27,351	28,360	90,399
H28	8,315	32,805	30,811	31,636	103,567
H29	9,102	35,940	32,899	33,717	111,658
H30	11,246	37,103	34,963	35,327	118,639
R01	13,795	40,375	38,579	39,590	132,339
累計	49,446	173,923	164,603	168,630	556,602

【県内における家電製品の不法投棄状況】

(単位：台)

年度	エアコン	ブラウン管式テレビ	液晶・プラズマ式テレビ	電気冷蔵庫・冷凍庫	電気洗濯機・衣類乾燥機	合計
H26	8	769	35	195	137	1,144
H27	12	746	59	147	154	1,118
H28	12	819	80	178	147	1,236
H29	8	572	100	156	129	965
H30	10	496	89	141	105	841
累計	50	3,402	363	817	672	5,304

③ パソコンリサイクルの推進

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）に基づき、事業所から排出されるパソコンについては平成13年4月から、家庭から排出されるパソコンについては平成15年10月から、それぞれメーカーによる自主回収・再資源化が行われている。

県は、メーカーによる自主回収・再資源化が円滑に行われるよう、パソコンリサイクル制度について市町村や県民に対し、広報・啓発を行っている。

④ 自動車リサイクルの推進

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき、平



成 17 年 1 月から自動車のリサイクルが本格的に実施されている。

同法に基づき、自動車メーカー・輸入業者は、シュレッダーダスト及びエアバッグ類のリサイクル、カーエアコンのフロン類の破壊を行うが、こうしたリサイクルに必要な料金は、自動車の所有者が、原則として新車購入時又は継続検査時に負担することとなっている。

自動車のリサイクルに関わる事業者として、使用済自動車を所有者から引き取る「引取業者」及びフロン類の回収を行う「フロン類回収業者」については県等への登録が、使用済自動車から部品を取る「解体業者」及び解体後の自動車を破砕して金属等を回収する「破砕業者」については県等の許可がそれぞれ必要となることから、県では、関係事業者の登録・許可を円滑に進めるとともに、県民に対し、法律の趣旨や制度内容を周知するため、ホームページにおける情報提供などの広報・啓発を行っている。なお、中核市である青森市と八戸市の市内で業を行う者に係る登録・許可業務は、それぞれの市が実施している。

【登録・許可業者数】

区 分	業者数
引取業の登録	197
フロン類回収業の登録	91
解体業の許可	39
破砕業の許可	4

(令和 2 年 7 月 1 日現在・青森市、八戸市の登録・許可数を除く)

⑤ 小型家電リサイクルの推進

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」に基づき、平成 25 年 4 月から、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電のリサイクルが行われている。

同法は、資源の有効利用と環境汚染の防止を目的とし、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫しながら、各市町村の実情に合わせた形でリサイクルを実施するという促進型となっており、県内では平成 28 年度から、全市町村で小型家電の回収が行われている。

また、小型家電リサイクル推進のため、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関連して実施されていた「都市鉱山からつくる！ みんなのメダルプロジェクト」に、県内 38 市町村が参加していた。

県は、小型家電の回収・再資源化が円滑に行われるよう、小型家電リサイクル制度について、県民に対し広報・啓発を行っている。

【県内の使用済小型電子機器等の回収実績】（単位：kg）

年 度	県合計
平成 26 年度	172, 766
平成 27 年度	254, 311
平成 28 年度	493, 620
平成 29 年度	608, 921
平成 30 年度	703, 586
累 計	2, 233, 204

イ 令和 2 年度取組内容

令和元年度に引き続き、以下の取組を実施している。

- ① 容器包装リサイクルの推進
- ② 家電リサイクルの推進
- ③ パソコンリサイクルの推進
- ④ 自動車リサイクルの推進
- ⑤ 小型家電リサイクルの推進

(6) 「COOL CHOICE あおもり」の推進【環境政策課】

ア 取組概要

① 「COOL CHOICE あおもり」スタートダッシュ事業

平成 30 年 3 月に改定した青森県地球温暖化対策推進計画で設定した温室効果ガス削減目標の達成に向け、「COOL CHOICE あおもり」を合言葉に、省エネルギーなどの地球温暖化対策を一層進めるとともに、ごみの減量、リサイクルなどの環境配慮行動の実践及び普及について、県民総参加により連携・協力して取り組むため、市町村等と連携しながら「COOL CHOICE あおもり」への賛同を県民・事業者呼びかけるローラー作戦を県内各地で実施した。

② 家庭のエコ活促進事業

子育て世帯をターゲットとして、啓発ツールを活用した「エコ活サロン」を開催したほか、環境配慮活動に取り組む「エコ商店街」と連携して「クール・ウォームシェアスポットラリー」を実施した。

③ あおもりエコの環スマイルプロジェクトの推進等

県民・事業者、学校・団体それぞれが環境配慮行動に取り組むとともに、相互に連携・協力しながら、地域全体のエコにつなげることを目的とする「あおもりエコの環スマイルプロジェクト」を推進した。

また、環境配慮行動に取り組む事業所等の中から、特に優良な取組を行っている事業所等を「もったいない・あおもり賞」として表彰した。

＜あおもりエコの環スマイルプロジェクト参加者、団体数（令和 2 年 3 月末現在＞

- ・参加事業所 1, 232 事業所
- ・参加団体 94 団体
- ・参加校 35 校
- ・参加県民数 6, 541 人

## イ 令和2年度取組内容

「COOL CHOICE あおもり」の推進に向け、以下の取組を実施している。

### ① 気候変動にCOOLに適応！COOL CHOICE あおもりキャンペーン

温室効果ガス削減に向けた「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減に向けた「適応策」についての普及啓発を図るため、パンフレットやポスター等を活用した、県内商業施設等での啓発イベントの実施等により、県民の地球温暖化問題への意識向上と実践行動を促進する。

### ② 住まいのエコ活プロジェクトの推進

子育て世帯をターゲットとし、PRソングや動画を活用した住まいのエコ活の啓発を進める。

### ③ あおもりエコの環スマイルプロジェクトの推進等

## 2 産業廃棄物の3Rの推進について

### (1) 産業廃棄物の3Rの推進【環境保全課】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、その事業活動に伴い多量の(特別管理)産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定める事業者(多量排出事業者)は、当該事業場に係る(特別管理)産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその処理計画の実施の状況について都道府県知事等への報告が義務付けられている。

また、都道府県知事等は、事業者から報告された内容について、事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量化への取組を促進するため、同法に基づきインターネット上に公表している。

多量排出事業者の再生利用状況

(単位：t)

区分		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら中間処理した後再生利用した量	再生利用業者への委託量
H29年度	産廃	3,084,946	33,113	236,098	584,462
	特管産廃	12,085	702	0	6,151
H28年度	産廃	2,723,579	17,326	227,796	556,338
	特管産廃	13,317	609	0	6,021

(青森市及び八戸市所管分を含む。)

### (2) 建設リサイクル関連対策について【整備企画課】

#### ア 取組概要

#### ○「青森県建設リサイクル推進計画：平成14年7月(平成30年3月改正)」の改定

令和2年度中に「建設リサイクル推進計画2020(国土交通省)」が策定されるため、当該計画との整合を図り、施策や計画期間、目標値等の見直しを行った上で「青森県建設リサイクル推進計画」の改定を行う必要がある。

【参考】青森県建設リサイクル推進行動計画（平成30年3月改正）の目標値（%）

		実績値 H26年度	実績値 H30年度	目標値 R1年度
建設廃棄物	再資源化・縮減率	96.4	98.8	96%以上
アスファルト塊	再資源化率	99.0	100.0	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99.3	99.9	99%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	43.4	95.5	90%以上
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	28.0	56.3	60%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	92.9	97.0	95%以上
建設発生土	有効利用率	59.9	73.1	80%以上

※ 再資源化・縮減率：廃棄物を再資源化又は焼却・乾燥等による縮減を行った割合

## イ 令和2年度取組内容

### ① 建設副産物情報交換システム等の活用

#### ア) 建設副産物情報交換システム

各種事業主体の工事情報や、再生資源化施設等の処理施設情報を一元的に管理運用するもので、工事発注者、排出事業者及び処理事業者間の情報交換により、建設副産物の需給の可視化、適正処理及び再資源化の推進を図る。

#### イ) 建設発生土の官民有効利用の試行マッチング

公共工事及び民間工事に伴う建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化を図るため、官民一体となった建設発生土の相互有効利用のマッチング調査に必要となる情報提供を行う。

#### ウ) 伐木・伐根材発生情報提供システム

工事に伴い発生する伐木・伐根材の発生情報を青森県庁ホームページで公表し、一般の希望者へ提供することで有効利用を図る。

### ② 建設リサイクル法に基づく合同パトロールの実施

適正な分別解体の実施の推進を図るため、環境部局や青森県解体工事業協会、青森県産業資源循環協会との合同パトロールを10月に実施する。

例年、前期合同パトロール（6月）、後期合同パトロール（10月）の計2回行っているが、新型コロナウイルス対策の観点から前期パトロールについては中止とした。

### ③ 建設副産物に関する広報活動

建設リサイクル法の概要等を青森県庁ホームページへ掲載する。

## ウ 施策の効果及び課題

### ① 建設副産物情報交換システム等の活用

建設リサイクルを推進するうえで建設副産物の発生に関する情報共有が欠かせないことから、（一財）日本建設情報総合センターが運営する建設副産物情報交換システムを利用した情報交換が必要であり、本システムを未利用の県内各市町村にも利用を呼びかける等、建設リサイクルの更なる推進に努める必要がある。

## ② 建設リサイクル法に基づく合同パトロールの実施

年2回実施している合同パトロールでは、未だに解体工事に係る標識の不掲示等が確認されている。現場巡回の充実及び環境部局との更なる連携強化を図り、適正な分別解体が実施されるよう努める必要がある。

## ③ 建設副産物に関する広報活動

建設業や解体工事業関係者に対し、建設リサイクル法関係の手続きなど建設副産物における適正な取扱いについて、引き続き青森県庁ホームページへの掲載や各種会議等を通じて周知を図る必要がある。

## 3 リサイクル関連産業の振興について

### (1) リサイクル製品の認定、使用の推進について【環境政策課】

#### ア 取組概要

平成17年3月に制定した「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」（17年9月施行）に基づき、資源の循環的な利用と廃棄物の減量を促進するとともに、リサイクル産業の育成を図るため、一定の要件に適合するリサイクル製品を知事が認定し、認定リサイクル製品の使用を推進している。

認定数：令和元年度上半期	10製品（新規0、更新10）
下半期	19製品（新規1、更新18）
累計	367製品（令和2年4月現在）

#### イ 令和2年度取組内容

##### ① リサイクル製品認定事業

製品募集：年2回（5月、11月）

審査：学識経験者等で構成するリサイクル製品認定審査会における意見聴取等により審査。

##### ② リサイクル産業支援セミナー

循環型社会の形成に向け、県内のリサイクル産業の育成・振興を図るため、「リサイクル産業支援セミナー」を開催。（令和2年11月19日開催予定）

#### ウ 施策の効果及び課題

リサイクル製品認定制度開始後、認定製品数は順調に増加しており、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進につながっている。

なお、県の行う工事又は物品の調達における使用の推進を図るため、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を策定し、平成20年4月から運用を開始している。

### (2) バイオマス資源を活用した事業化の促進等について【地域産業課】

#### ア 取組概要

農商工の連携による産業振興を推進することを目的として、平成29年2月に策定した「あおもり農商工連携推進プラン」においては、重点分野の1つとしてバイオマスを掲げ、バイオマスを活用した事業化の促進に取り組むこととしている。

## イ 令和2年度取組内容

### ① 農商工連携推進セミナーの運営等

県内のバイオマス関連事業者やバイオマスに興味を持っている者を対象とした「あおもり農商工連携推進セミナー」において、バイオマス関連産業に関するセミナーを実施する。

### ② 農商工連携による取組に対する専門家派遣

農林漁業者と中小企業者等が連携して事業化に取り組む際に生じる課題等に対して、専門的な知見を有する専門家を派遣する。

### ③ 「21あおもり未来チャレンジ助成事業」による助成

(公財) 21 あおもり産業総合支援センターで実施。中小企業等と農林漁業者との連携体による新商品の開発等や販路拡大を行う事業者に対して助成を行う。

## ウ 施策の効果及び課題

バイオマス関連産業の創出は、本県が有する豊富な地域資源の有効活用という観点からも極めて重要であると考えられることから、今後も引き続き、(公財) 21 あおもり産業総合支援センターや(地独) 青森県産業技術センターをはじめとする関係機関と連携しながら、バイオマスを活用した新たな事業化の促進に取り組んでいく。

## (3) 「バイオマス活用推進計画」について【農林水産政策課】

### ア 取組概要

本県は、農林水産業の生産活動が活発なことから、稲わらや家畜排せつ物、りんご剪定枝、りんご搾りかす、間伐材、ホタテ貝殻など多様なバイオマスが発生しており、それぞれ収集・変換・運搬方法などの課題の解決に取り組み、種別ごとの利用率の向上を図っている。

#### <バイオマス利用率>

(単位:%)

区分	基準年 (H21)	現状	目標年 (R2)
稲わら	97.4	98.9 (R1)	100.0
もみ殻	87.9	96.7 (H30)	100.0
りんご剪定枝	70.2	70.1 (R1)	73.0
りんご搾りかす	98.4	93.2 (R1)	100.0
間伐材	24.6	51.0 (H30)	34.6

区分	基準年 (H21)	現状	目標年 (R2)
製材残材	93.0	93.0 (H30)	93.0
ホタテ貝殻	60.0	59.2 (H30)	80.0
家畜排せつ物	80.5	80.5 (H30)	80.5
農業集落排水汚泥	49.7	70.7 (R1)	60.0
計	86.1	-	89.5

※基準年及び目標年の値は青森県バイオマス活用推進計画、現状の値は所管課からの報告に基づく

## イ 令和2年度取組内容

平成23年12月に策定した「青森県バイオマス活用推進計画」に基づき、国の補助事業等を活用しながら、民間事業者等のバイオマス活用に向けた取組を支援している。

基本方針	項目	内容
あおり型循環システムの構築	低コストな活用システムの構築	地産地消型バイオマスの構築
	農山漁村における活用の促進	農業用ハウスや土づくり等と連携した農山漁村での利用促進
バイオマスを基軸とする新たな産業の振興	バイオマスを基軸とする6次産業化	6次産業化による農山漁村における新たな付加価値の創出
	新たな需要と供給の創出による循環型社会の形成	カスケード利用の推進とコミュニティビジネス手法等の活用
	バイオマス活用技術の開発と普及	バイオマス発電などの新たな技術の導入、整備
持続可能な取組に向けた推進体制の構築	関係機関等の連携・協力の強化	関係機関が連携したバイオマスの活用推進

## ウ 施策の効果及び課題

### ① 効果

- ・これまでの施策により、バイオマスの活用に向けた意識が向上し、12の市町村がバイオマスタウン構想を策定した。
- ・平成28年10月に平川市が、平成29年10月に西目屋村が、国のバイオマス産業都市構想に認定されるなど、市町村が独自に、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした、エネルギー循環型のまちづくりに取り組んでいる。
- ・間伐材やりんご剪定枝を活用した木質バイオマス発電施設が整備されたほか、ホタテ貝殻からの凍結防止剤や木質ペレット、バイオプラスチック製造などの施設が整備された。

### ② 課題

- ・稲わらや家畜排せつ物、りんご搾りかすについては、8割以上が堆肥などとして利用されているが、間伐材やりんご剪定枝、ホタテ貝殻などは、流通コストが嵩むことや、安価な製品と競合することなどから、現状では採算性の確保が難しく利用率が低い状況にある。

### ③ 今後の方向性について

- ・稲わらや家畜排せつ物等は、これまでの取組を継続するとともに、広域流通の仕組みを検討するなど、高い利用率を確保していく。安価な製品との競合等により利用率が低迷しているバイオマスについては、地産地消型の低コストな取組を推進するとともに、バイオマス発電などの付加価値の高い新たな取組についても、変換技術の進展状況や国の助成制度等を注視しながら、民間事業者等における技術導入の支援を行っていく。

## (4) バイオマス資源（稲わら）の利活用について【食の安全・安心推進課】

### ア 取組概要

「日本一健康な土づくり運動」に基づき、稲わらの水田へのすき込みによる土づくりを推進するとともに、平成22年の「青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関

する条例」制定を受け、県産稲わらの有効利用促進に向けて県内畜産農家等の実需者とのマッチングに取り組んできた。

国内では、中国産稲わらが流通している一方で、安全で良質な国産稲わらに対するニーズが高いことから、県内の稲わらロールの高品質化や稲わら収集事業者の育成・確保が求められている。

#### イ 令和2年度取組内容〈あおもり型稲わら有効利用促進事業〉

- ① 稲わら収集事業者の育成・確保に向けた、稲わら収集技術体系マニュアル検討
- ② 稲わら焼却防止と有効利用加速化に向けた啓発・指導及びマッチング支援

#### ウ 施策の効果及び課題

昨年度作成した「稲わら収集作業・技術体系マニュアル」を充実させ、活用することで新たに稲わら収集に取り組む農家を早期に高品質な稲わらロールを生産する事業者として育成できる。

そのためには、

- ① 15kg ロールのモデル実証ほを設置し、集草機械の作業性や稲わらロールの品質についての調査を実施するとともに、50ha 規模の稲わら収集事業者の収益性実態調査を実施
- ② 県内の稲わら需要量を把握するため、県南地域の稲わら需要及び収集状況の調査を実施
- ③ 「稲わら収集作業・技術体系マニュアル」を研修会や米の生産者、稲わら収集業者との情報共有の場で活用し、稲わら収集・販売の新規事業者の掘り起こしを実施  
等の取組を行っていく。

### (5) バイオマス資源（施設園芸等）の利活用について【農産園芸課】

#### ア 取組概要

冬期間の施設の利用拡大と農業所得の向上を図るため、冬の農業の生産拡大を図ってきたが、近年、燃油価格の大幅な変動や生産資材の価格上昇などにより、加温による施設栽培の面積は徐々に減少している。

#### イ 令和2年度取組内容

- ① あおもり冬の農業収益力向上対策事業（うち、ハウスの省エネ資材・設備の展示・PR）

##### ア) 事業の概要

（地独）青森県産業技術センター農林総合研究所の参観デーにおいて、農業者に石油に代わる地域エネルギーを活用した暖房機器等を展示・PRすることによって、生産者の施設等への導入に関する意識啓発を図る。

##### イ) 事業の実施状況

期日	会場	展示内容
令和2年 9月4日、5日	(地独)青森県産業技術センター農 林総合研究所	木質ペレットストーブ等



② 産地生産基盤パワーアップ事業費補助（国庫 ハード事業）

ア) 事業の概要

地域の営農戦略に基づいて実施する、産地の高収益化に向けた農業機械や資材等の導入を支援する。

イ) 事業の実施状況

補助金額計	取組主体	事業内容	補助率
(R2 予算) 30,536 千円	農業者、農業者の組織する団体等	植付機、収穫機、選別機、パイプハウス資材、バイオマスボイラー等の導入支援	1/2

ウ 施策の効果及び課題

石油に代わる地域エネルギーの活用を推進した結果、野菜栽培においてバイオマスエネルギーを導入する事例もみられているが、設備が高額であることから導入が進んでいない。

このため、今後、バイオマスの利活用に向けては、引き続き、補助事業の活用のほか、高収益品目の導入推進が必要である。

(6) ホタテ貝殻のリサイクルについて【水産振興課】

ア 取組概要

近年、ホタテ貝殻は、3万6,000トン～5万6,000トン前後発生し、このうち、年間2万2,000トン～4万2,000トン前後が暗きよ資材、貝殻粉末製品、カキ養殖用採苗器、土壌改良材等として活用されており、リサイクル率は3年平均で約65%となっている。

ホタテ貝殻リサイクルの現状 (数量単位：トン、%)

項目\年度	28年度	29年度	30年度	3ヶ年平均
カキ養殖用採苗器	2,104	1,072	1,796	1,657
水質浄化剤（中和剤）	0	0	0	0
暗きよ資材	31,474	10,491	14,031	18,665
土壌改良材	4,190	3,740	1,003	2,978
漁場造成	0	0	0	
その他建設資材	3,469	3,809	3,632	3,636
貝殻粉末製品	690	2,556	2,640	1,962
合計 (a)	41,927	21,668	23,102	28,899
貝殻発生量※1 (b)	55,745	35,507	39,041	43,431
リサイクル率※2 (%)	75.2	61.0	59.2	65.1

※1 貝殻発生量は、ホタテガイ生産量×0.5

※2 リサイクル率 (a) / (b) ×100

イ 令和2年度取組内容

- ① 県内のほたて加工業者及び貝殻処理組合への貝殻利用実績の把握
- ② 貝殻の入手先等に関する問い合わせに対する情報提供

ウ 施策の効果及び課題

暗きよ資材が、利用量が多い一方で年変動が大きく、全体の利用率に影響している。

また、近年、中国へのホタテガイの輸出が伸びており、令和元年には輸出量が1万4,000トンを超え、貝殻付きで輸出されていることから、海外へ移出する貝殻も相当量あるものと考えられる。

## (7) バイオマス資源（発電・熱利用等）の利活用について【エネルギー開発振興課】

### ア 取組概要

バイオマス発電については、平成24年7月のFIT（再生可能エネルギー固定価格買取）制度導入以後、大規模な商用設備が導入されるなど、県内における取組が進展してきている。

【参考】バイオマス発電に係る県内のFIT導入状況（資源エネルギー庁公表データ）

単位：kW

年月	バイオマス発電設備（バイオマス比率考慮あり）						計
	メタン発酵 ガス	未利用木質		一般木質・ 農作物残さ	建設廃材	一般廃棄物 ・木質以外	
		2,000kW未満	2,000kW以上				
H26.3(2014)	0	0	0	0	0	0	0
H27.3(2015)	0	0	0	0	0	6,624	6,624
H28.3(2016)	210	0	6,250	0	0	6,624	13,084
H29.3(2017)	960	0	6,250	0	0	6,624	13,834
H30.3(2018)	960	0	6,250	12,400	0	6,624	26,234
H31.3(2019)	980	0	6,250	12,400	0	6,657	26,287
R2.3(2020)	980	0	6,250	87,349	0	6,657	101,236

### イ 令和2年度取組内容

#### ① 熱利活用普及拡大事業

光熱費等の削減といった本県の課題解決につながる取組として、産業分野において発生する未利用熱を活用したモデルを構築し、熱利活用を推進することで積雪寒冷地にふさわしいエネルギーマネジメントの普及を図る。

- 産業分野における未利用熱利活用に係る詳細調査
- 農業、水産加工施設、その他工場での活用モデルの作成

#### ② 実践的「地域エネルギー事業」導入支援事業

本県の課題解決につながる実践的な「地域エネルギー事業」の導入と地域に存在するエネルギーを有効に利用する仕組みづくりを通じて、スマートコミュニティの形成につなげる。

- 実践的「地域エネルギー事業」モデル導入モデルの構築
- 地域でのエネルギー有効利用に関する勉強会の開催

### ウ 施策の効果及び課題

#### ① 効果

- ・未利用熱の活用による関連産業の振興と省エネルギー、温室効果ガスの排出量削減
- ・エネルギー地産地消化による地域内経済循環の形成

- ・地域エネルギー事業体（資源供給、小売事業、メンテナンス事業等）の創出による産業振興

## ② 課題

- ・高圧系統の送電容量不足とこれに対応したバイオマスシステムの導入
- ・地域でのエネルギー利用に関する専門知識や事業実施主体の不足
- ・経済性に見合うバイオマス収集方法の確立
- ・地域が主導する形での熱電併給によるバイオマス事業の拡大
- ・売電に依存しない自家消費を目的としたバイオマス事業の導入 等

## 4 環境公共の推進について【農村整備課】

### （１）取組概要

農林水産部の公共事業への未利用資源（ホタテ貝殻、間伐材等）の活用にあたっては、経済性や地域の要望等を考慮の上、可能な限り多くの事業実施地区において取り組むこととしている。

### （２）令和２年度取組内容（農林水産公共事業）

#### ア 事業の概要

- ・農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業全般（例えば、ほ場整備、草地整備、水源林造成、藻場造成など）

#### イ 事業の実施状況

- ・ほ場整備事業等の暗渠排水資材にホタテ貝殻を活用  
事業主体：青森県（7地区）
- ・水路改修事業で水路横断の丸太橋に間伐材を活用  
事業主体：青森県（1地区）
- ・復旧治山事業等の残存型枠等として間伐材を活用  
事業主体：青森県（10地区）
- ・海岸防災林造成事業の静砂垣工・防風工等に間伐材を活用  
事業実施主体：青森県（6地区）
- ・水産生産事業等の工事看板に間伐材を活用  
事業主体：青森県（33地区）

### （３）施策の効果及び課題

農林水産部の公共事業における未利用資源の利用促進を通して、農業・林業・水産業の各分野が連携することで、環境と調和した持続可能で循環型の農林水産業に向けた取組が広がる。

## 5 廃棄物の適正処理の推進について

### （１）一般廃棄物の適正処理の推進【環境政策課】

#### ア 取組概要

空き缶等のポイ捨て・散乱が良好な生活環境や景観を損なっていることから、平成9年に「青森県空き缶等散乱防止条例」を制定した（平成10年4月施行）。

本条例では、自然公園や都市公園等、特に重点的に空き缶等の散乱防止を図る必要がある地区を、市町村の申請に基づき、「空き缶等散乱防止重点地区」として指定しており、現在、三内丸山遺跡、白神山地周辺、十和田湖周辺、つがる国定公園、下北半島国定公園等の29地区（18市町村）を指定している。また、条例に基づき、毎年5月と9月を空き缶等散乱防止月間として、同月間を中心に県民に対する広報・啓発を行っている。

令和元年度は以下の取組を実施した。

① 小学生向け意識啓発冊子の作成・配布

各市町村の要望部数に応じて啓発冊子を作成し、配布した。

② 青い森鉄道車内における広告掲載

中吊りポスターを作成し、7月から8月にかけての1ヶ月間、車内に掲示して行楽地に向かう県民への普及啓発を図った。

イ 令和2年度取組内容

令和元年度に引き続き、以下の取組を実施している。

① 小学生向け意識啓発冊子の作成・配布

② 青い森鉄道車内における広告掲載

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進【環境保全課】

ア 産業廃棄物処理業者等への立入検査・指導状況について

産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設及び排出事業者に対して立入検査等を実施している。

主な不適正事項は、帳簿の不備や施設の維持管理が不適切なケース等で、指導に従い是正がなされない場合は、改善命令や措置命令等の行政命令、産業廃棄物処理業の許可取消しや事業の停止等の行政処分を行っている。

また、毎年度、県内各地で、排出事業者等を対象とした廃棄物処理法に関する説明会を開催し、知識の普及等に努めている。

なお、立入検査の実施状況及び説明会の開催状況は下表のとおりである。

産業廃棄物処理施設等立入検査状況（R元年度）

年度	検査対象	立入検査 件数	指導 件数	措置状況		
				行政処分	行政命令	その他
R元年度	産業廃棄物処理業者	467	169	3	0	166
	産業廃棄物処理施設	331	17	0	0	17
	産業廃棄物排出事業所	1,049	340	0	0	340
計		1,847	526	3	0	523
H30年度	産業廃棄物処理業者	524	180	4	0	176
	産業廃棄物処理施設	335	23	0	0	23
	産業廃棄物排出事業所	1,125	392	0	0	392
計		1,984	595	4	0	591

(青森市及び八戸市所管分を含む。)

廃棄物処理法説明会の開催状況 (単位：人)

開催地	H30参加人数	R元参加人数
青森会場	155	140
弘前会場	95	113
八戸会場	132	144
五所川原会場	88	87
十和田会場	115	122
むつ会場	48	38
計	633	644

(3) PCBの適正処理の推進について【環境保全課】

ア PCB廃棄物処理対策

PCB廃棄物の適正処理については、青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(平成18年5月策定、平成29年10月変更)に基づき、毎年度処理実施計画を定め、計画的に処理を推進している。

イ PCB廃棄物保管事業者等への立入検査・指導

PCB廃棄物等については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)に基づく立入検査を計画的に実施しているところであり、PCB廃棄物の保管状況等を把握するとともに、確実かつ適正な処理について指導している。

高濃度PCB廃棄物の期限内処分に向け、県では「PCB期限内処分加速化事業」として、安定器や塗膜、X線機器等へのPCB使用の実態を調査するとともに、PCB専門員の配置による立入検査の強化や広報活動などの取組を実施している。

PCB廃棄物保管届出及び立入検査状況

年度	届出件数			立入検査 件数
	保管及び処分	保管事業場変更	承継	
R元年度	394	11	0	273
H30年度	367	9	0	164

(青森市及び八戸市所管分を除く。)

(4) 優良産廃処理業者認定状況について【環境保全課】

優良産廃処理業者認定制度は、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が審査し、認定する制度であり、優良な産業廃棄物処理業者への優遇措置や排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境の整備を通じて、産業廃棄物処理業全体の優良化を図るとともに、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的としている。

### 優良産廃処理業者の認定状況

認定年度	認定件数
R 元	48
H30	41

(青森市及び八戸市所管分を含む。)

## (5) 災害により発生した廃棄物の適正処理【環境政策課】

### ア 取組概要

災害により大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、県内市町村、関係機関等と連携を図りながら、その適正かつ円滑・迅速な処理の推進を図るため、平成 30 年 3 月に「青森県災害廃棄物処理計画」を策定した。計画の実効性を高めるため、災害廃棄物の処理責任を有する市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、市町村等を対象に災害廃棄物処理の核となる人材育成等を図っている。

令和元年度は以下の取組を実施した。

#### ① 市町村等ワーキング会議等での市町村計画策定の働きかけ

市町村担当課長会議や市町村等ワーキング会議等の機会を活用して、市町村の災害廃棄物処理計画策定への取組を促した。

(令和 2 年 3 月末現在策定済 6 市町村：青森市・八戸市・むつ市・今別町・外ヶ浜町・中泊町)

#### ② 災害廃棄物処理に関する研修会の開催

令和 2 年 2 月に市町村・一部事務組合職員を対象として、災害廃棄物処理経験を持つ自治体職員による講演及び、東北地方環境事務所の人材育成事業を活用して、災害発生後初動期における災害廃棄物処理に係る図上演習を実施した。

### イ 令和 2 年度取組内容

令和元年度に引き続き、以下の取組を実施する。

#### ① 市町村ワーキング会議での市町村計画の策定の働きかけ

令和 2 年 7 月下旬から 8 月下旬にかけて、県民局単位で実施(各地区 1 回)した。

#### ② 災害廃棄物処理に関する研修会の開催

#### ③ 「平時の事前検討事項」(チェックリスト)の作成依頼

全市町村に対して、国が作成した「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」に記載されている「平時の事前検討事項」(チェックリスト)を県に提出するよう依頼した。

## (6) 海岸漂着物等対策【環境政策課】

### ア 取組概要

近年、外国由来のものを含む漂流・漂着ごみによる、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが深刻化しており、大量の漂着物の処理が大きな課題となっていたことから、国では平成 21 年 7 月に海岸漂着物処理推進法を施行し、国や県など各関係主体の役割や処理責任を明示するとともに、漂着ごみの処理に必要な財源措置を国が行うこととした。

本県においても、漂着ごみの回収や処理が課題となっていたことから、有識者、民間団体、行政機関で構成する「青森県海岸漂着物等対策推進協議会」を設置するとともに、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「青森県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成23年3月に策定した。

県では、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域や関係者の役割分担及び相互協力に関する事項など、地域の海岸漂着物対策の基本的な方向を定めた同計画に基づき、国による財源措置を活用して県及び市町村の管理区域における漂着ごみの回収・処理事業を実施している。

令和元年度は以下の取組を実施した。

① 海洋ごみの発生抑制に係る啓発

海洋ごみ発生の原因の一つは空き缶、ペットボトル等のポイ捨てであることから、ポイ捨て防止に向けた県民意識の醸成のため、海洋ごみ等の発生抑制に係る啓発として、ポスターの作成、配布及びラジオ広報を行った。

② 青森県海岸漂着物対策推進協議会の開催

海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を図るため、同協議会を開催し、関係者間で取組状況を確認するとともに次年度の対応等を協議した。

③ 海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理

海岸漂着物及び漂流・海底ごみの回収・処理を行う19市町村に対して補助金を交付した。また、朝鮮半島からのものと推定される木造船が本県沿岸に多数漂着したことから、木造船を処理する市町村に対して補助金を追加交付するとともに、迅速な処理を可能とするため、令和30年度に補助金交付要綱を改正した。

【交付市町村】

青森市、八戸市、五所川原市、むつ市、つがる市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町、野辺地町、横浜町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、階上町

【補助率】

県管理海岸：10/10

市町村管理海岸：過疎地域等8/10、その他の地域7/10

※ なお、朝鮮半島からのものと思料される漂着船の処理については、平成29年度から国の補助率がかさ上げされており、地方負担分に対する特別交付税措置の割合も8割から10割に引き上げられた。

イ 令和2年度取組内容

令和元年度に引き続き、以下の取組を実施しているほか、プラスチックごみ対策としても海ごみゼロキャンペーンを行っている。

① 海洋ごみの発生抑制対策

② 青森県海岸漂着物対策推進協議会の開催

③ 海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理

【補助金交付予定市町村（19市町村）】

青森市、八戸市、五所川原市、むつ市、つがる市、平内町、蓬田村、今別町、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町、野辺地町、横浜町、大間町、東通村、

風間浦村、佐井村、階上町

④ 漂着ごみ組成調査の実施（深浦町、東通村）

⑤ 海ごみゼロキャンペーンの展開【再掲】

ア) 青い森鉄道車体広告等による「あおもり海ごみゼロキャンペーン」の展開

イ) 民間団体による海洋ごみ回収・発生抑制啓発活動の支援（補助）

6 不法投棄対策の推進について【環境保全課】

産業廃棄物の不法投棄等の対策については、未然防止と早期発見・早期解決が重要であり、県では、市町村や関係機関と連携・協力しながら、各種の取組を実施している。

（１）未然防止の取組

県民や事業者を対象に、不法投棄防止撤去推進キャンペーンの実施や廃棄物の適正処理に関する説明会の開催、ラジオ広報などにより意識啓発を図っている。また、産業廃棄物の不法投棄の多くが建設・解体工事に伴い排出される建設系廃棄物であることを踏まえ、平成29年4月から、建設・解体工事の元請業者に対し、産業廃棄物処分業者への引渡しに係る報告を求める、建設資材廃棄物の引渡完了報告制度を運用している。

さらに、建設系廃棄物の発生から処理までの各段階において、建設・解体工事の発注者、元請業者、産業廃棄物処理業者、行政、県民の各主体が取り組むべき事項を明らかにするため、県、青森市、弘前市、八戸市及び民間団体とで構成される青森県建設系廃棄物適正処理推進会議において、平成30年12月に青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針を策定した。

（２）早期発見のための取組

平日の巡回監視に加えて、休日や早朝・夜間のパトロールを行っているほか、警察や国土交通省と連携した廃棄物積載車両の点検、県が保有するドローン及び警察や海上保安庁と連携したヘリコプターによる上空からの監視、不法投棄の多発地域への監視カメラの設置を行っている。また、市町村に不法投棄監視員計69名を配置して、地域に密着したきめ細やかな監視を実施している。

県としては、これらの取組を着実に進めることにより、不法投棄等の未然防止と早期発見・早期解決に努めていく。

7 環境教育・環境学習の推進について【環境政策課】

（１）取組概要

令和元年度は以下の取組を実施した。

① あおもり環境人財育成促進事業

環境保全活動や環境教育・環境学習の担い手となる若者を育成するため、大学による環境教育モデルの形成に向けた仕組みづくりに取り組むとともに、地域の環境保全活動や環境教育の拡充を図るため、環境団体・事業者などの多様な主体とのネットワークづくりを促進した。

ア 大学による環境教育モデル形成促進事業

青森大学、弘前大学及び八戸工業大学に、大学と学生が主体となって企画運営する体験型環境教育事業の実施を委託したほか、弘前市において事業報告・意見交換会を



開催した（参加者 50 名）。

#### イ 地域における環境活動ネットワーク形成促進事業

青森市において、環境団体、事業者、大学等のネットワーク強化に向けたシンポジウムを開催した（参加者 120 名）。

#### ② 環境出前講座実施事業

環境教育専門員（37 名）と県内 3 地区の環境 NPO 法人、県との協働により、県内の小学校で環境出前講座を 95 回実施した。

#### ③ 北東北三県新環境教育教材作成配布事業

小学校における環境教育の充実を図るため、平成 27 年度から北東北三県共同で小学 5 年生を対象に配布している環境教育教材（バインダー式教材及び啓発リーフレット）について県内全小学校に配布した（令和元年度で事業終了）。

#### ④ 環境活動推進事業

子どもたちが地域において主体的に行う環境活動のクラブである「こどもエコクラブ」の活動を支援するため、壁新聞の募集、こどもエコクラブ全国フェスティバルなどの情報提供を行った。

### （2）令和 2 年度取組内容

#### ① あおもり環境人財育成促進事業

環境保全活動や環境教育・環境学習の担い手となる若者を育成するため、大学による環境教育モデルの形成に向けた仕組みづくりに取り組むとともに、地域の環境保全活動や環境教育の拡充を図るため、環境団体・事業者などの多様な主体とのネットワーク強化に向けた交流会を開催する。

##### ア 大学による環境教育モデル形成促進事業

令和元年度に引き続き、大学と学生が主体となって企画運営する体験型環境教育事業を、青森大学、弘前大学及び八戸工業大学に委託し実施する。

##### イ 地域における環境活動ネットワーク形成促進事業

環境団体、事業者、大学等のネットワーク強化に向けた交流会を開催する。

#### ② 環境出前講座実施事業

環境教育専門員と県内 3 地区の環境 NPO 法人、県との協働により、県内の小学校で環境出前講座を実施する。

#### ③ 環境活動推進事業

子どもたちが地域において主体的に行う環境活動のクラブである「こどもエコクラブ」の活動を支援するため、壁新聞の募集、こどもエコクラブ全国フェスティバルなどの情報提供を行う。